

# 私立幼稚園就園奨励費補助(所得制限付き)について

銚子市教育委員会

私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、保護者負担の格差是正を目的に、入園料・保育料の補助を行っております。

## 補助の条件及び補助額

この制度は、保護者が銚子市に住所（住民票）を有し、お子さんが私立幼稚園に在園している満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児をもつ保護者で、平成29年度の市民税が下表に該当する世帯に限ります。

### 補助限度額（園児1人につき年額）

世帯区分		補助限度額		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護	308,000円		
2	市民税非課税	272,000円	308,000円	308,000円
	市民税所得割額非課税			
3	市民税所得割額 77,100円以下	139,200円	223,000円	308,000円
4	市民税所得割額 211,200円以下	62,200円	185,000円	308,000円
5	上記区分以外の世帯	—	154,000円	308,000円

※ 世帯構成員2人以上に所得がある場合は父母と家計の主宰者及びお子さんを扶養にしている方の所得割課税額を合算になります。

※ 第1子・第2子・第3子以降とは・・・

兄・姉が小学校第1～3学年に在籍、私立幼稚園等に就園している幼児のうち、1人目を第1子、2人目を第2子、3人目以降を第3子以降となります。（世帯区分1～3に該当する方は兄弟（同一生計に限る。）の年齢要件が撤廃されています。）

世帯区分		補助限度額（ひとり親世帯等）		
		第1子	第2子	第3子以降
2	市民税非課税	308,000円		
	市民税所得割額非課税			
3	市民税所得割額 77,100円以下	272,000円	308,000円	

※ ひとり親世帯等とは・・・ひとり親世帯、在宅障害児（者）等のいる世帯

1 「幼児」については、保育所、特別支援学校幼稚部、認定こども園、児童発達支援センターもしくは児童心理治療施設（保護者の下から通わせている場合に限る。）に入所もしくは入園している幼児又は児童発達支援センター以外の施設で児童発達支援の提供を受けている幼児を含むものとする。

2 年度の途中で入園したことにより保育料が在園期間に応じて徴収される園児に係る補助限度額については、次により算出した額（100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額）とする。

この表に定める補助限度額×（保育料の支払月数+3）÷15

3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。

4 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税学控除前の所得割課税額とする。